

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	非常災害又は特別な事情による佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則			法令番号	昭和51年佐賀県教育委員会規則第10号		
手続名	授業料減免の取消し			根拠条項	第8条		
処分基準	授業料減免の申請について、虚偽の事実が判明したときは、これを取り消すものとする。						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	各県立高等学校	交付機関	各県立高等学校	目次No.